

BUSINESS  
ビジネス

管轄外の場合などである。この際、当該裁判所は、その訴えを却下しなくてはならない。例を挙げてみよう。カリフォルニア州で交通事故があり、運転者と車にはねられた通行人が、共にカリフォルニア州の住人だったとする。そしてはねられた通行人が加害者である運転者を、例えばテキサス州の裁判所に訴えたとする。これはテキサス州の特定の裁判所が、相当額の損害賠償を

中身の判断をすること無く、その訴えを却下する。つまり原告側に全く非は無く、被告側が一方的に悪かったとしても、裁判所はそれを確認すること無く、原告の訴えを却下するのである。また被告は、「訴状において、原告は訴訟原因を適切に述べていないため、訴えを却下するべきである」といった内容の「訴え却下の申し立て」を提出することができる。これ

メーカーが負うべき、という法律を施行していた。このような場合、訴状におけるX氏の説明がすべて真実だったとしても、販売店であるA店は責任を負う必要は無い。製造メーカーであるB社のみが責任を負うことになる。この際裁判所は、「訴え却下の申し立て」に基づいて訴えを却下する。訴状中で説明された事実関係や発火の有無などは確認されない。

# 意外と知らない 米国裁判

第3回

## 【裁判の流れ(2) —序盤のやり取り—



大橋 弘昌氏  
大橋&ホーン法律事務所  
パートナー  
慶応義塾大学法学部法律学科卒業。サザンメソジスト大学ロースクール卒業。テキサス州ダラスのヘインズアンドブーン法律事務所勤務を経て、2002年に6人の米国人弁護士と共に法律事務所を設立する。  
電話：646-257-3680  
URL：www.ohashiandhorn.com

### 1 訴え却下の申し立て (Motion to Dismiss)

訴えを起こされた被告がまず検討すべきことは、「その訴えに形式上の欠陥があるかどうか」ということである。形式上の欠陥があった場合、裁判所は自身を検討すること無く、訴えを却下する。形式上の欠陥とは、例えば訴えを起こされた裁判所が、

与えるような場合には受理され得るが、通常テキサス州と交通事故との間にいかなる因果関係も無ければ、この裁判所が同裁判を管轄することはできない。従ってそのような訴えがテキサス州で起こされた時には、被告である運転者は、「当該裁判所は管轄外」という理由で、その裁判所に「訴え却下の申し立て(Motion to Dismiss)」を提出することになる。その結果、裁判所は

を「Motion to dismiss for failure to state a cause of action」と呼ぶ。

例えばX氏が、近所のA店でB社製のテレビを買ったとする。しかしそのテレビの発火が原因で大けがをし、A店を訴えたとしよう。そして、その事実関係を訴状中で説明したとする。しかし、X氏の住む州では製造物責任を販売店が負うことを認めておらず、損害賠償責任のすべては製造

### 2 訴答 (Answer)

もし前述のような「訴え却下の申し立て」を提出することのできない場合、あるいは却下の申し立てが裁判所に認められなかった場合、被告は訴状への回答をすることになる。これを「訴答 (Answer)」と呼ぶ。「訴答」においては、原告のクレームそれぞれについて、「否定 (Deny)」とすることもあれば「知らない (Defendant is without knowledge or information sufficient to form a belief as to the truth of the allegation)」と答えることもある。例えば、「B社はテレビに欠陥があることを知っていたにもかかわらず出荷した」とのクレームに対しては、それが真実でなければ「否定」と返事をする。また、「原告は大火が起きた後に後遺症が残りました」というクレームに対しては「原告は大火が起きた後に後遺症が残りました」とのクレームに対しては、裁判が始まったばかりの段階で真偽の確認はできないという理由で、「知らない」と回答することになる。

払わせる、というのは至難の業であり、実際コスト倒れに終わる。弁護士料が膨大に掛かった揚げ句、「判決を執行できなかつた」「損害を賠償させられなかつた」、あるいは「コストの10分の1しか回収できなかった」といった結果になるのが関の山である。これを考慮すると、被告側としても弁護士を使って訴えに回答するよりも、「放っておいた方がよい」という判断に至る。裁判所に訴えを起こすこと自体は非常に簡単だ。しかし原告側も「被告を脅せば慌ててお金を支払ってくれるだろう。しかし無視された場合、これ以上裁判を続けていては割に合わない。その時は訴えを取り下げよう」と考えているかもしれないのだ。

### 3 積極的抗弁 (Affirmative Defense)

更に被告側は「訴答」中で、「積極的抗弁 (Affirmative Defense)」を主張することがある。「積極的抗弁」とは、平たく言えば、「原告の申立事由を否定するのではなく、原告の請求を退けるために新たな事実を主張すること」である。「出訴制限 (Statutes of Limitations)」の主張などがそれに当たる。例えば被告側が、「その交通事故が起きたのは5年前である。交通事故によるけがの出訴制限は事故日から3年間であつて(ニューヨーク州の場合)、その期限はとうの昔に過ぎている。これまで放つておいた被害者(原告)が今さら訴えを起こしても、もはや手遅れである。従つて自分(被告)は責任を負わない」といった主張をする。「5年間も放つておいた」という事実に基づいて、「訴えは認められるべきではない」と反論するわけである。

(文中※)  
2006年10月号参照